

## 景観資源の指定に係る方向性について

### 1 令和元年度の状況および今年度以降の予定について

令和元年度に豊島区景観資源指定第一号・第二号として、平成 30 年度に募集した豊島景観百選より、景観条例施行後初の指定であることを踏まえ無形のことを踏まえ無形のものを指定できるという景観資源の特色を活かし、“無形の営み”である「御会式万灯練供養<sup>おえしきまんどうねりくよう</sup>」と「ふくろ祭り」を指定した。今年度以降も引き続き、景観資源の指定の要件（※）に挙げられる『区民等に親しまれ』『地域を特徴づける景観』として応募した結果である、豊島景観百選からの指定を基本として景観資源を指定予定である。

※景観資源の要件（豊島区景観条例施行規則第 26 条）

●指定の客体（同条第一項）

- (1) 公共施設等
- (2) 建築物又は工作物
- (3) 樹木又は樹木の集団
- (4) 祭事、催しその他の行事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に重要な役割を果たしている  
と区長が特に認めたもの

●指定の基準（同条第二項）

- (1) 区民等に親しまれ、地域を特徴付ける景観を形成しているものであること
- (2) 道路その他の公共の場所から容易に望見され、区民等が景観資源を共有できるものであること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること

### 2 景観資源の指定の方向性について

景観資源を指定することにより、区民の景観への関心を高めること、建築物の建築等を予定している事業者の景観への意識を向上させることを目的とし、平成 30 年度に募集した豊島景観百選の中より次項「3 景観資源の指定方針について」に基づき景観資源を指定する。

また、現在は豊島景観百選に選定されていないが、景観資源の指定要件等を満たしており景観資源の指定に相応しいと思われるものについても、今後、景観百選の件数の増加を図っていく中で豊島景観百選に追加選定された場合に、指定について検討する。

【豊島景観百選の件数増加についての検討】

- ・啓発事業の検討  
→『としままるごとミュージアム展示』【本庁舎 6 階西側】  
10 月 1 日（木）～展示中 ※令和 3 年 1 月末終了予定
- ・景観百選対象の考え方の検討  
→同じ場所でも視点場が異なるものは「異なる景観」として扱う
- ・他の関連担当課との連携（例）公園緑地課

### 3 景観資源の指定方針について

以下の指定方針1～3の観点から豊島景観百選より景観資源指定対象候補を検討する。

#### ●指定方針1:地区特性に着眼して景観資源を指定

景観形成特別地区やその候補地等、一般地域より更に景観への配慮が必要となる地区区域内において景観資源を指定することにより、地域の景観を特徴づける要素に一定の位置づけを与え、周辺環境への配慮に係る景観の事前協議や指導に説得力を持たせる。

#### ●指定方針2:課題解決に着眼して、景観資源を指定

デザイン検討部会にて、通りや坂などへの景観の配慮について論じる事案が多くなってきている現状を鑑み、デザイン検討部会やアドバイザー会議における景観事前協議での有用性を重視し、重要な景観構成要素に着目して景観資源に指定する。それにより、景観資源に面する建築物等について、景観への配慮に対する事前協議や指導に説得力を持たせる。

#### ●指定方針3:無形を指定できる景観資源の特色に着眼して指定

人々の生活や営みにかかる無形のものを指定できるという景観資源指定の特色を活かして指定をする。但し、平成30年度に実施した景観百選の中で景観資源の要件を満たす無形の景観資源対象のものは昨年度に指定済のため、今後景観百選の件数を増やしていく中で、景観百選に無形のもの新たに追加された場合に改めて景観資源指定の検討をする。

なお、今後も、数値目標（景観資源指定件数等）設定、区民協働で景観資源指定に関し検討するプロセス（ワークショップの開催等）、新たな視点からの指定方針等を引き続き検討していく予定である。

### 4 景観資源指定のスケジュール

令和2年6月	景観審議会	【令和2年度景観啓発事業予定報告】
令和2年8月	景観審議会デザイン検討部会	【景観資源指定方針等の検討】
令和2年11月	景観審議会デザイン検討部会	【景観資源指定方針等及び指定候補(案)の報告】
令和2年12月	景観審議会	【景観資源指定方針等及び指定候補(案)の報告】 →12月景観審議会以降、所有者等に事前説明および同意書の取得
令和3年3月	景観審議会	【指定予定景観資源の報告】 →3月景観審議会以降、景観資源を指定